

春日井市教育大綱（改訂版） （最終案）

目 次

はじめに.....	1
第1章 基本理念.....	2
第2章 みんなの役割.....	3
第3章 基本的な方向性.....	4

はじめに

平成 28 年 2 月に春日井市教育大綱を策定し、「書のまち春日井」の教育として、小学校全学年に書道科の授業を実施するなど、特色のある学校教育に力を入れてきました。また、「文化・スポーツ都市」宣言をし、公民館、春日井市民会館及び文化フォーラム春日井を中心とした文化芸術活動や朝宮公園陸上競技場をオープンさせるなど、市民の誰もが生涯にわたって文化やスポーツに親しむことができる環境整備に取り組んできました。

誰も予測しえなかったコロナ禍は、人の価値観や社会活動に大きな影響をもたらし、日常生活や教育現場を変革させる契機となりました。それは、人の生命（いのち）の大切さを考える機会となったこと、デジタル技術が私たちの生活に急速に取り入れられたこと、学校が全国一斉休校し、学校・教育の役割の重要性が再認識されたこと、などが挙げられます。

日本は今、国際情勢の変化や少子化・人口減少・超高齢化など、誰もが経験したことがない予測困難な時代を迎えています。これからの時代を生き抜くためには、子どもの生きる力を育むことが重要であり、大人になっても学び続け、自ら問題を解決できる人材の育成が大切であると考えています。そのためには、「いつの時代も変わらない教育」と「その時代にあった教育」が必要です。

今回の教育大綱の改訂では、これまでの基本理念を継続しつつも、時代に即した内容に見直しました。基本を大切にしつつ、新しいことも取り入れながら、市民の皆様とともに「みんなで育み、みんなが輝く」教育の実現を目指します。

令和 年 月

春日井市長 石 黒 直 樹

第1章 基本理念

子どもは、学校教育の中だけでなく、多様な人々との関わり、様々な体験の積み重ねの中で成長していきます。未来を創る子どもには無限の可能性があり、持続可能な社会の実現のために、私たち大人は子どもの成長に大きな役割を担っています。

子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を育むために、家庭・地域・学校・行政等が連携・協働していくことが不可欠です。

それぞれの場での私たち大人の「見守り」と働きかけが、子どもの「生きる力」を育む大きな原動力になります。子どもと向かい合いながら、共に成長する社会の実現を目指し、次の基本理念を定めます。

みんなで育み、みんなが輝く

■「輝かしい未来」のために

社会が複雑化する中、逞しく成長し、自分に「誇り」と「責任」を持って生きていくことは、誰でも簡単なことではありません。

しかし、日頃から、「生命(いのち)」を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な「感謝」の気持ちを抱くとともに、人生で出会う様々な困難に対して真摯に向き合い、失敗しても「勇気」を持ってチャレンジし続ければ、必ず輝かしい未来を拓くことができます。



第2章 みんなの役割

基本理念の実現には、学校や行政だけでなく、家庭や地域を始めとして、多様な主体がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携及び協力して取組を進めていくことが重要です。

特に、家庭や地域は、子どもにとっても、大人にとっても重要な役割を担っています。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、人格形成の基礎を培う最も基本的な基盤であるとともに、大人にとっても、子どもとともに育ち合う重要な場です。

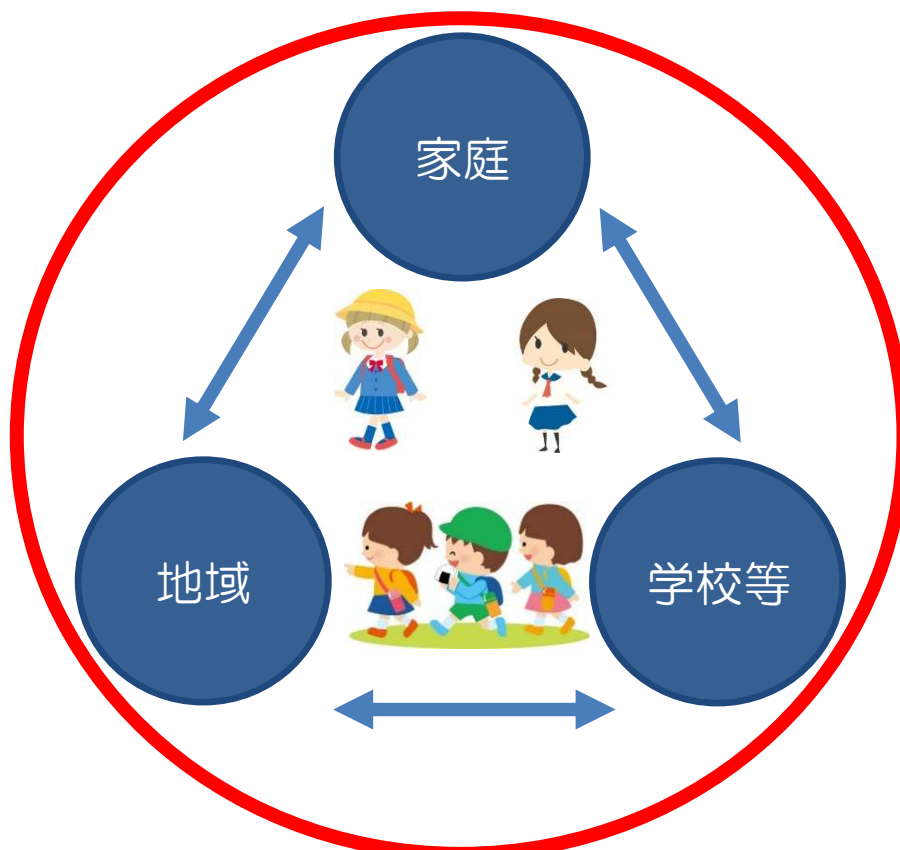
2 地域の役割

地域は、子どもが様々な世代や立場の人とかかわる場であり、豊かな心を育む重要な役割を担います。

3 学校等（教育委員会・市）の役割

学校は、子どもが確かな学力を主体的に身につける場であるとともに、集団の中で他者を理解し思いやる心や協調性などの基本的な教育を行います。

市は、教育環境の向上を図るとともに、文化やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健全な発達のための機会を提供します。



第3章 基本的な方向性

基本理念を実現するため、次の基本的な方向性に基づき施策を進めます。

1 子どもの健やかな成長を育みます

- (1) 「生命（いのち）」や「社会性や協調性、規範意識などの社会的なルール」を大切にすることを育てます。また、礼節を重んじ、自らを律するとともに、自尊心と相手を思いやる心を持つ豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (2) 学習規律の徹底やICTを活用した授業の改善により、児童生徒にわかりやすい授業を進め、基本的な知識及び技能の定着を図ります。また、学習活動の質を向上させ、主体的・対話的で深い学びを実現し、子どもの「学び続ける力と問題解決できる力」を育みます。

2 子どもの安全安心な教育環境を整えます

- (1) いじめや不登校、虐待など、学校のみでは解決が難しい問題に対して、関係機関や関係団体との連携を強化した支援体制を推進します。
- (2) 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、質の高い授業を実施する教育環境の向上を図ります。

3

家庭、地域、学校、行政等の連携を進めます

- (1) 登下校の見守り活動や体験的な学習の支援など、地域の人材の有効な活用を進めるとともに、地域との継続的かつ発展的な連携を推進します。
- (2) 学校を拠点として、子どもと地域が交流するシステムを構築するとともに、家庭等と連携した学校支援活動を推進します。

4

地域の交流・学習活動の活性化を促進します

- (1) 学習機会や住民同士のふれあい活動、団体・サークル活動などの様々な地域での取組を通じて、子どもと大人の地域への愛着を育み、地域交流・世代間交流の活性化を促進します。
- (2) 人生100年時代を見据え、子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも、学びたいときに学ぶことができるように、それぞれのライフステージに応じた学習の情報と機会を提供します。

5

文化やスポーツに親しむ環境を整えます

- (1) 文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。
- (2) 生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しむことができる機会を提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。